

# 令和6年度 認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園

## 利用のご案内



上峰町役場 住民課子育て支援係 TEL52-7412

満3歳以上の就学前のこどもが教育施設を利用するとき、上峰町から支給認定を受ける必要があります。

併せて教育時間の前後の「預かり保育」を利用希望し、その利用料が無償化の対象となるには、

添付書類が必要になります。

内容をよく読んでお申込みください。

令和6年度年齢早見表(入所調整は4月1日時点の年齢で行います。)

4月1日時点の年齢	生年月日
満3歳児*	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (令和6年度中に3歳となり認定こども園・幼稚園を利用する場合)
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日

※ 1号認定(幼稚園部分)では、3歳となった翌月から満3歳児として入園可能です。

不足する様式がダウンロードできます。

上峰町ホームページ⇒令和6年度保育施設の利用申し込みについて

▼URL

<https://www.town.kamimine.lg.jp/kiji003641/index.html>

▼QRコード



## 認定こども園・幼稚園（新制度移行園）の利用について

### 1 園の見学、利用条件や入園申込み方法の確認

認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園の利用を希望する場合、利用したい園に問い合わせをして、利用条件等を確認してください。

また、入園の決定は各園で行われますので、申込方法も確認してください。

### 2 預かり保育について

教育時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。

預かり保育の利用料が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、就労などの理由により上峰町から保育の必要性の認定（[施設等利用給付認定]新2号／新3号認定）を受ける必要があります。

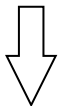
### 3 転入予定の申込書提出について

既に利用開始月の1日までに上峰町へ転入することが決まっている場合は、転入手続き前であっても申込書を提出することができます。ただし、利用開始月の1日までに転入されない場合は、申込みが無かったこととなりますのでご注意ください。

また、認定通知書等の文書発送は、実際に転入手続きがあった日以降となりますのでご了承ください。

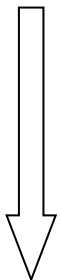
## 手続の流れ

入園の申込み（入園願書の提出）



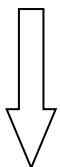
・まずは、希望する園に直接入園の申込みが必要です。

支給認定・給付認定の申請



・入園内定を受けた後、園へ支給認定・給付認定の申請に必要な書類を提出します。  
 ・提出した書類は園を通して上峰町に提出されます。  
 ・書類に不明な点がある場合は、上峰町から電話等で内容を確認することがあります。  
 ・認定申請中に引っ越し等をした場合は、「申請辞退届」が必要となりますので、必ず上峰町に連絡してください。

「認定通知書」の交付



・町より「支給認定通知書」及び「給付認定通知書」を交付します。（申請内容により異なります。）  
 ・4月利用開始の場合は、認定事務が集中し、審査等に時間を要するため、2月頃に交付予定です。

園の利用開始

・預かり保育の利用を希望する場合は、園に別途申込みます。

※原則、入所月の1日付けで入所となります。

## 給付認定申請について

### (1) 認定区分・種類について

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	1号認定	教育・保育給付	なし
イ	1号認定(新制度未移行園)	施設等利用給付	
ウ	2号認定/3号認定	教育・保育給付	あり
エ	2号認定/3号認定※	施設等利用給付	

教育・保育給付認定(ア・ウ)は、保育所や認定こども園、幼稚園等を利用する際に必要となる認定です。

施設等利用給付認定(イ・エ)は、預かり保育の無償化を受けるための認定です。それぞれの認定について、保育の必要性が無い場合に「1号認定」、保育の必要性がある場合には、年齢に応じて「2号認定」又は「3号認定」に分かれます。

※[施設等利用給付認定]の3号認定は、満3歳児の市町村民税非課税世帯で、保育の必要性がある方が対象です。

### (2) 希望する施設と必要な認定について

希望する施設の種類によって、「申請する認定区分」が異なります。下表でご確認ください。

希望施設等	必要な認定	保育の必要性	対象年齢	申請する認定区分
認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園(新制度移行園)	教育・保育給付認定 1号認定	なし	満3~5歳児	ア
上記に加えて、園で実施する預かり 保育を利用する場合	教育・保育給付認定 1号認定 + 施設等利用給付認定 2号認定/3号認定	あり	満3~5歳児	ア+エ
幼稚園(新制度未移行園)	施設等利用給付認定 1号認定	なし	満3~5歳児	イ
幼稚園(新制度未移行園)の教育 時間に加えて、園で実施する預かり 保育を利用する場合	施設等利用給付認定 2号認定/3号認定	あり	満3~5歳児	エ

## 保育の必要性について

上峰町内に児童と保護者の住所があり、次のいずれかの理由により、家庭でその児童を保育できない場合に限り、上峰町が保育の必要性を認定します。

この理由に該当しない場合、[施設等利用給付認定]新2号認定/新3号認定の認定をすることができません。

### ▼保育の必要性と認定期間

保育を必要とする理由		認定できる期間
就労 (就労内定を含む)	月48時間以上就労している	就労期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がない	5か月以内(出産月を含む前後2か月間)
育児休業	育児休業取得時に保育施設を利用している子どもが継続利用する	出生した児童が概ね1歳になるまで
求職活動・起業準備	就労の意思があり、求職活動・起業準備を行っている	3か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校等に月48時間以上就学している	就学期間
疾病等	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有している	療養が必要な期間
看護・介護	同居の親族等を常時看護・介護している	看護・介護期間
災害復旧	災害の復旧にあっている	災害復旧の期間
その他	その他特に町長が入所を必要と認めた者。	必要と認める期間

### ▼保育の必要性を証明する書類 ※きょうだい児の分は同時申請するときは各1部で可

保護者等の状況	必要な書類	追加で添付するもの
仕事をしている	就労証明書	※産休中、育休中の休業期間を勤務先が記載 ※就労内定者…内定通知等の写し 就労開始後1か月以内に「就労証明書」を提出
自営業者		開業届、営業許可証、確定申告書、請負契約書のいずれか1つ写し
農業従事者		確定申告書の写し
出産を予定 療養が必要な疾病や 心身に障がいがある	出産・疾病に 関する申立書	母子手帳の写し(保護者氏名・出産予定日が確認できる部分) 医師の診断書、障害者手帳の写し (保育できない状況、療養期間がわかるもの)
同居親族等の 看護・介護		要看護(介護)者に係る医師の診断書、障害者手帳の写し
学校・職業訓練校等に 在学中	在学申立書	在学証明書、学生証、カリキュラムがわかるものの写し
これから仕事を探す 起業準備中	求職状況申立書	雇用保険受給資格者証、ハローワーク受付票の写し ※求職活動状況について、定期的に確認を行います。
祖父母と同居している	同居祖父母の保育状況申立書 入園希望月時点で65歳未満の同居祖父母 分の保育の必要性を証明する書類	

## 申請に必要な書類

### (1) 全ての方が必要な書類

- ・教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書…こども1人につき1部
- ・保育を必要なことを証明する書類…エ(預かり保育の無償化)を併せて希望される方のみ

※保護者及び入園希望月時点で65歳未満の同居祖父母について保育の必要性を証明する書類が必要です。

### ▼状況に応じて必要な書類

児童の健康状況調査票	新入園児と転園を希望する児童は提出が必要です。
マイナンバー記入用紙	新入園児の世帯やマイナンバーが変更になった方がいる世帯は提出が必要です。詳しくはP.6をご確認ください。
転入に伴う保育所等の入所申込みの受付について	申込書提出時点では上峰町外の住所で、令和6年4月1日までに上峰町への転入が決まっている場合
保護者名義の通帳の写し	施設等利用給付認定の2号認定/3号認定(P.3のエ)を申請する場合、既に提出しているが、口座を変更する場合
戸籍謄本/児童扶養手当証書の写し	世帯の状況に応じて提出を求める場合があります
障害者手帳/療育手帳/特別児童扶養手当証書写し	
所得課税証明書、市区町村長名の税額決定通知書	マイナンバーによって税情報が確認できない場合

## 上峰町内の教育施設について

上峰町内には幼保連携型認定こども園が3つあります。

認定こども園には幼稚園部分と保育園部分があり、それぞれに定員が設けられています。教育・保育の内容は同じ内容で行われます。

入園できる基準は、幼稚園部分は年齢が満3歳以上であること、保育園部分は概ね生後6か月から就学前の児童であることかつ、家庭保育ができないことが要件になっています。

施設名	電話番号	所在地	定員
社会福祉法人 美峰福祉会 幼保連携型 ひかりこども園	☎52-0406	大字坊所699番地 (小学校の西側)	1号 15名 2・3号 70名
学校法人 みどり学園 認定こども園かみみね幼稚園	☎52-5073	大字坊所710番地 (ふるさと学館の向かい側)	1号 165名 2・3号 75名
社会福祉法人 ガジュマル ひよ子こども園かみみね	☎52-2186	大字堤1923番地6 (切通北団地の南側)	1号 15名 2・3号 110名

## マイナンバー記入用紙について (必要な方のみ)

認定申請にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、原則マイナンバーの提出が必要です。提出できない方に関しては、後日所得課税証明書等の提出を依頼します。

既に施設利用中の方は不要です。

### 《必要な書類》

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| (1)マイナンバー記入用紙                | } 申請を行う保護者の分のみ提出してください<br>(申請児童及びその他の方の書類は不要です) |
| (2)本人確認書類 ①番号確認書類<br>②身元確認書類 |   |

### (1)マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、申込書に記入した申請児童、申請児童の保護者及び家族の情報を記入してください。(保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。)

### (2)本人確認書類の提出 ※①・②両方必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申込書及びマイナンバー記入用紙の「保護者氏名」欄に記載された方の本人確認(「①番号確認書類」と「②身元確認書類」)が必要です。

#### ※提出の際の注意点※

園経由で申請の際は、**申請用封筒**にマイナンバー記入用紙、本人確認書類の写しを入れ、封をして提出してください。ただし、住民票については原本を提出してください。

また、公的証明書として保険証の写しを提出する場合は、**記号・番号が見えないようにマスキング**してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。

(コピーを用意していただく必要はありません。)

① 番号確認書類	いずれか1つ	
	・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード	・マイナンバーが記載された住民票
②身元確認書類  園経由での申請の場合 ①顔写真 ②氏名 ③生年月日または住所 が分かる面のコピーを 同封	1つで可能なもの(顔写真付の公的証明書)	
	・マイナンバーカード(表面) ・パスポート ・精神障害者手帳 ・在留カード	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 等
	2つ必要なもの Aを2種類 または AとBを1種類ずつ	
	A 顔写真なしの公的証明書 〈「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの〉	B 顔写真付の証明書 〈顔写真の掲載があるもの〉
	・保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等	・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書

## 保育料・給食費等について

幼児教育・保育の無償化で、3歳児から5歳児のすべてのこども(1号認定)のお子さんの保育料は無償化となります。なお、実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象とならず、保護者負担となります。

食材料費のうち、副食費(おかず・おやつ等)については免除になる場合があります。

下表にあてはめて太枠の外に該当したとき、免除となります。

階層区分	市町村民税所得割課税額	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯等	免除		
第2階層	非課税世帯(所得割非課税世帯含む)			
第3階層	77,100円以下			
第4階層	211,200円以下	徴収	免除	
第5階層	211,201円以上			

免除については、基本的に保護者(父母)の市町村民税額を合算した額で階層を決定し、副食費の免除該当有無は「多子のカウント」条件をみて決定します。毎年9月が切り替え時期となるため、年度の途中で副食費の免除有無が変更になることがあります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく判定						当年度の市町村民税額に基づく判定					

※市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金(取得)等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

※就労していない方も必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

※下記の合算基準に該当する場合、父母の市町村民税額合算額に、同居の扶養義務者の市町村民税額を合算する場合もあります。

次の①～③全てを満たす場合。

- ① 父母のいずれも算定時年度の市町村民税が非課税
  - ② 父母のいずれも算定時前年中の収入が103万円未満
  - ③ 父母の算定時前年分所得の総額が、同居の扶養義務者の所得より低い
- ・「父母」はひとり親家庭では、「父」又は「母」となります。
- ・扶養義務者が複数いる場合は、もっとも所得の高い方が対象となります。

※多子のカウント方法について(1号)

第1階層～第3階層:生計を一にする者に限り年齢制限なし

第4階層・第5階層:3歳～小学校3年生までの子どもの数

・住民基本台帳及び申込書に記入されている子どもの数を基に判定しています。

・保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄弟がいる場合には申し出てください。

★副食費の徴収免除に該当するときは、毎年3月末頃と8月末頃に町から「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。

## 預かり保育について

認定こども園(幼稚園部分)や幼稚園では、教育時間の前後に在園児を対象に預かりを行う「預かり保育」を実施している園があります。各園で実施状況が異なるため、利用方法や料金等は直接各園にお問い合わせください。

### (1) 預かり保育の無償化上限額について

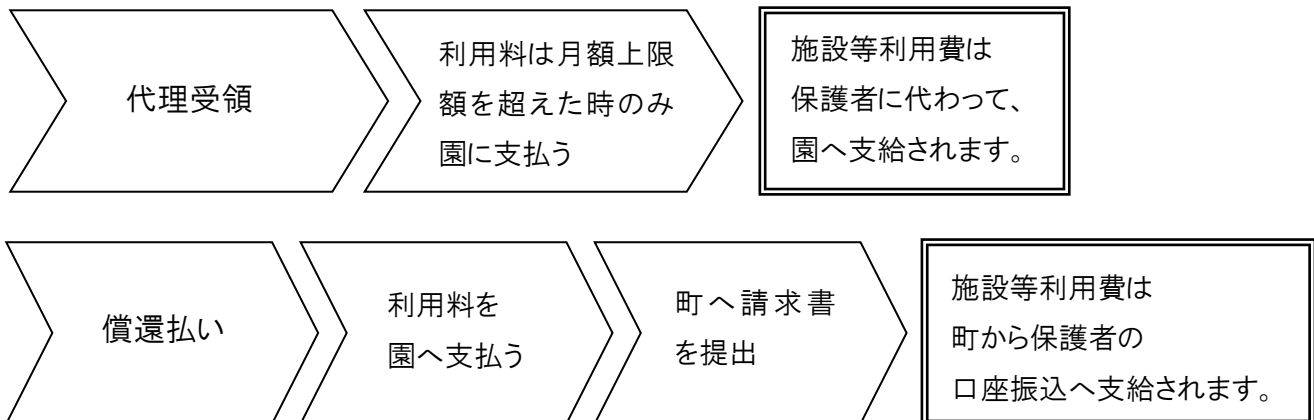
施設等利用給付認定の2号認定/3号認定(P.3のエ)を受けた場合は、預かり保育に係る費用が無償化の対象となります。

認定区分	認定要件	無償化上限額(月額)
新2号認定	保育の必要性がある、3歳児から5歳児までのお子さん	11,300円 ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。
新3号認定	保育の必要性がある、住民税非課税世帯の満3歳児のお子さん	16,300円 ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。

### (2) 「施設等利用費の支給方法(無償化になる方法)」について

上峰町では、代理受領及び償還払いで預かり保育の無償化を実施しています。

この2つの違いは下記のとおりです。



※償還払いの支給頻度は年4回程度です。

無償化になる方法は園により異なりますので、通われる園へお尋ねください。



## 幼稚園(新制度未移行園)の利用について

幼稚園の新制度未移行園とは、従来の制度では幼稚園就園奨励費の対象であった園のことです。

保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合と預かり保育を利用しない場合とでは必要な認定が異なります。

### (1) 幼稚園(新制度未移行園)の無償化上限額について

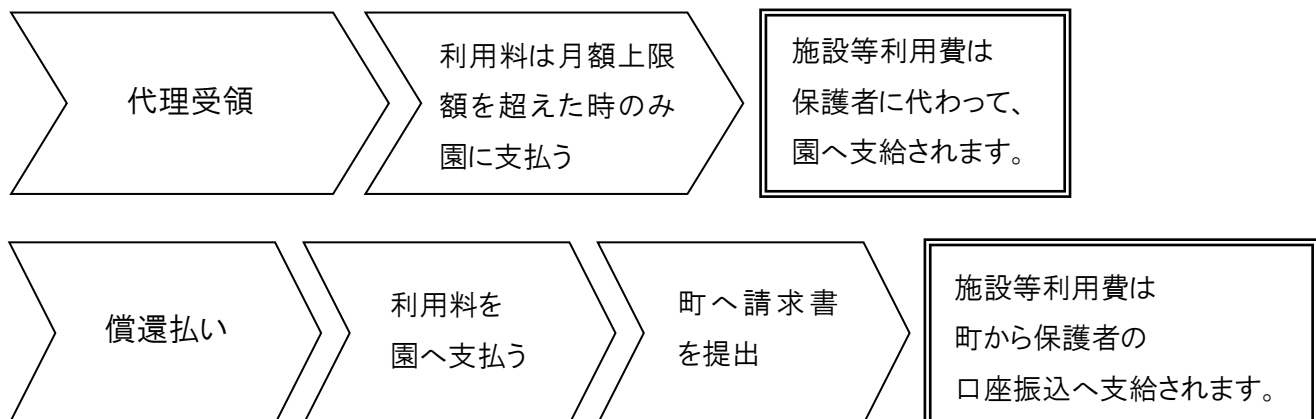
施設等利用給付認定の1号認定(P.3のイ)を受けた場合は教育時間の保育料が、2号認定/3号認定(P.3のエ)を受けた場合は、教育時間に加えて利用する預かり保育に係る費用が無償化の対象となります。

認定区分	認定要件	無償化上限額(月額)
1号認定	施設等利用給付認定2号/3号に該当しない、満3歳から5歳児までのお子さん	25,700円(教育時間のみ)
2号認定	保育の必要性がある、3歳児から5歳児までのお子さん	11,300円(預かり保育のみ) ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。 ※教育時間に係る費用の無償化上限額(月額)は1号認定と同額です。
3号認定	保育の必要性がある、住民税非課税世帯の満3歳児のお子さん	16,300円(預かり保育のみ) ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。 ※教育時間に係る費用の無償化上限額(月額)は1号認定と同額です。

### (2) 「施設等利用費の支給方法(無償化になる方法)」について

上峰町では、代理受領及び償還払いで預かり保育の無償化を実施しています。

この2つの違いは下記のとおりです。



※償還払いの支給頻度は年4回程度です。

無償化になる方法は園により異なりますので、通われる園へお尋ねください。

## こんなときは必ず届け出てください

次のような場合は、申込中・施設利用後にかかわらず、速やかに住民課子育て支援係へ届け出てください。

- (1) 上峰町外に転出する(転出された時点で支給認定及び給付認定は解除となります)  
転出後も利用中(申込中)の施設を継続したい場合は、住民課子育て支援係にご相談ください。
  - (2) 上峰町内で転居した
  - (3) 世帯構成に変化があった(離婚、結婚、同居している家族の増減、単身赴任等)
  - (4) 認定こども園・幼稚園を退園する
  - (5) その他家庭の状況に変化があった
  - (6) 仕事を辞めた(求職活動を始めた)
  - (7) 就労状況が変わった(勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など)
  - (8) 育児休業を取得した場合に、すでに預かり保育を利用しているお子さんの利用を継続したいとき
- ※(6)～(8)は新2号認定/新3号認定のみが対象です。

## 利用に関するQ&A

- Q1. 上峰町外の認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園(新制度移行園)に申請(入園)したいのですが?
- A1. 利用を希望する町外の認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園(新制度移行園)に直接問い合わせ、願書の有無についての確認や見学を行った後、園へ入園申込みをしてください。入園内定後、園を通じて、役場へ支給認定・給付認定の申請に必要な書類を提出します。
- Q2. 保育料以外の費用はかかりますか?
- A2. 保育料以外の実費は負担していただきます。例えば、入園料、通園バス代、給食費、教材費および行事参加費等の実費負担や、施設整備等のための費用がこれにあたります。保育料以外の費用についても園に確認した上で利用する園を選んでください。
- Q3. 副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか?
- A3. 新たな手続きは不要です。なお、副食費の免除については住民課子育て支援係よりお知らせします。
- Q4. 認定こども園・幼稚園の預かり保育については無償化の対象となりますか?
- A4. 保育の必要性があれば、無償化の対象となります。(満3歳児の場合は、住民税非課税世帯であることも要件になります。)無償化となる認定要件や無償化上限額についてはP.9をご確認ください。
- ※ご利用にあたっては直接園にお問い合わせください。利用を希望しても待機(利用不可)となる場合があります。
- Q5. 認定こども園(教育利用)・幼稚園を利用後に認可外保育施設を利用する場合も無償化の対象となりますか?
- A5. 園で提供される預かり保育が平日8時間未満(教育時間を含む)又は年間200日未満の開所の要件に該当する園に通う保育の必要性のあるお子さんの場合には、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。
- ※上峰町内で預かり保育を実施している園は、上記の要件に該当しないため、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。